

鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第206号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業交付対象者選定申請書」を「鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業交付予定者選定申請書」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。